

お知らせ

Information

総社市役所
〒719-1192
総社市中央一丁目1番1号
☎0866-92-8200

■今月の
「そうじゃ家族の日」
5月17日(日)

毎月第3日曜日は「そうじゃ家族の日」です。
子どもを囲んで家族の絆を深めましょう。

暮らし

軽自動車税種別割の減免

身体や精神に障がいがあり、身体障害者手帳などの交付を受けている人で、一定の条件を満たす場合、軽自動車税種別割が減免されます。減免を受けられるのは1人1台で、軽自動車税種別割と自動車税種別割の両方で減免を受けることはできません。



今月の納税 軽自動車税種別割(全期) 納期限 6月1日(月)
市税の納付には、便利な口座振替をご利用ください。
問い合わせ 税務課納税係 (☎②8239)

持参品 ▼軽自動車税種別割納税通知書 ▼身体障害者手帳など
▼運転免許証 ▼車検証 ▼印鑑 ▼マイナンバーが分かるもの
申請期限 5月25日(月)
申請先・問い合わせ 税務課納税係 (☎②8238)

協会けんぽの保険料率の変更

協会けんぽは、中小企業などで働く従業員と、その家族が加入する健康保険です。
3月分(4月納付分)から健康保険料率は10.17%に、介護保険料率は1.79%に変更になりました。任意継続被保険者は、4月分保険料から変更になっていきます。
問い合わせ 協会けんぽ岡山支部 (☎086-803-5780)

特殊詐欺被害防止電話機の助成

特殊詐欺被害を未然に防ぐ機能付き電話機の購入費用の一部を助成します。
対象 ▼市内に在住で、満65歳

アスベスト含有調査費用の補助

令和3年2月26日(金)までに完了する、アスベストなどが吹き付けされた民間建築物の含有調査費用を補助します。
補助限度額 1検体当たり8万円。複数の場合、25万円
募集件数 1件(先着順)
申込期限 12月28日(月)
申込先・問い合わせ 建築住宅課建築指導係 (☎②8289)

耐震化アドバイザー事業

各地域の自治会や自主防災組織、耐震化に興味があるグループなどに対し、耐震化の必要性や対策手法、支援策などを専門の建築士が説明します。
問い合わせ 建築住宅課建築指導係 (☎②8289)

ジャンボタニシ防除対策に一部助成金

ジャンボタニシは田植え直後の柔らかいイネを食いちぎり、収穫量に影響を及ぼします。3戸以上の農家が共同で農薬を購入して防除対策を実施する場合、費用を一部助成します。

市営墓 使用者死亡時の手続き

市営墓地の使用者が亡くなったら、承継の手続きが必要です。
必要書類 ▼使用許可証 ▼亡くなった人との関係を証する書類(戸籍の写し)
問い合わせ 環境課環境係 (☎②8339)

マイナンバーの「通知カード」廃止

令和2年5月から、マイナンバーの「通知カード」の発行が廃止され、個人番号通知書(マイナンバー、氏名、生年月日、個人番号)の発行の日などが記載された書面)が送付される予定です。
問い合わせ 市民課戸籍住民登録係 (☎②8247)

被災者寄り添い室が新体制で支援を開始

市社会福祉協議会内の復興支援センターが、被災者寄り添い室に統合されました。西日本豪雨被災者の心の復興に向けて、見守りや相談支援などを行っています。

以上の人 ▼対象者の世帯全員が、市税を滞納していないこと
助成件数 80件
助成金額 購入費の2分の1(上限5000円)
申請方法 購入後1カ月以内に、交通政策課に備え付けの交付申請書、領収書の写し、保証書の写しを提出
申請先・問い合わせ 交通政策課 (☎②8249)

耐震診断・耐震改修などの補助金

古い基準で建てられた木造住宅の耐震診断や補強計画作成、改修工事の費用を一部補助します。
耐震診断・補強計画
対象条件 市内の民間住宅で、昭和56年5月31日以前に着工された一戸建て(半分以上が住宅用)で、木造2階建て以下の在来軸組

光化学オキシダントに注意

県では、5月10日(日)から9月10日(木)までを大気汚染防止夏期対策期間と定めています。光化学オキシダントの濃度が高くなったら、県や市のホームページで注意喚起されます。注意報などが発令された

工法住宅 補助金額・件数

6万円まで。20件(先着順)
申込期限 12月28日(月)
その他 診断・計画は、岡山県木造住宅耐震診断員が実施
耐震改修など
対象条件 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された建物で、改修などが令和3年2月26日(金)までに完了すること

補助金額 ▼耐震改修 1棟当たり50万円まで ▼高齢者などの住宅 部分改修 1棟当たり40万円まで、耐震シェルター 1棟当たり20万円まで、防災ベッド 1棟当たり10万円まで
募集件数 補助金額に達するまで(先着順)
申込期限 9月30日(水)
申込先・問い合わせ 建築住宅課建築指導係 (☎②8289)

ら、屋外での運動は控え、できるだけ窓を閉めた屋内で活動しましょう。
問い合わせ 環境課環境係 (☎②8339)



おむつ・スキンケア・口腔ケア用品と 理容サービスで使える 介護用品引き換えクーポン券

65歳以上の重度要介護者を介護している人に、市指定の店舗で介護用品などと引き換えができるクーポン券を交付します。
対象 市内に在住で、以下の条件全てに当てはまる人
①65歳以上の重度要介護者(下表参照)を、市内の自宅で6カ月以上常に介護しており、生計を一にする世帯員
②本人・重度要介護者ともに介護保険料を滞納していない
③本人が重度要介護者でない
※重度要介護者が介護保険施設や病院などに入所・入院している人は対象外

重度要介護者の区分	認知症と診断された要介護3	要介護4・5
市民税課税世帯	月額 6000円	月額 6000円
市民税非課税世帯	月額 7000円	月額 11000円

申請先・問い合わせ 長寿介護課地域ケア推進係 (☎②8373)